

令和6年11月から 児童扶養手当の制度が改正されます

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、令和6年11月分（令和7年1月支給）から、児童扶養手当の所得制限限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

1. 所得制限限度額

例) 扶養児童1人の場合

区分	改正前 (令和6年10月分まで)	改正後 (令和6年11月分から)
全部支給	870,000円	1,070,000円
一部支給	2,300,000円	2,460,000円

2. 第3子以降加算額

区分	改正前 (令和6年10月分まで)	改正後 (令和6年11月分から)
全部支給	6,450円	10,750円
一部支給 (所得に応じて決定されます)	6,440円～3,230円	10,740円～5,380円

お問い合わせ先:保健福祉課 社会福祉係 電話:01632-5-1113 告知端末機:5-8813

行政相談・人権心配ごと相談特設相談所を開設します

国や役場などの仕事に対するご質問やご意見、または普段の暮らしの中で困りごとなどありましたら、行政相談委員と人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

特設相談所

開催日	令和6年10月17日(木)
開催場所・時間	問寒別生涯学習センター 9:30～11:30 幌延町生涯学習センター 13:00～15:00
行政相談委員	多田 るみ さん
人権擁護委員	稲垣 紘順 さん 高木 由香 さん 佐藤 友子 さん

9月1日から10月31日は行政相談月間です。

町内には総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が1名います。行政相談とは、国の行政などへの苦情や意見、要望などを受け付け、担当行政機関とは異なる立場から、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。どんな小さなことでも、まずは行政相談委員にご相談ください。